

遊休農地の草刈りをお願いします

農地の適正な管理に御協力をお願いします

農地を持たれている方へ

農家の方の高齢化や後継者不足によって、耕作されない農地が増えてきています。このような遊休農地に雑草が生い茂ると、景観を損なうだけでなく、次のような問題が生じます。

- ・雑草の種が飛散して、周辺農地や近隣住民に多大な迷惑がかかる
- ・病害虫が発生する
- ・有害鳥獣の隠れ場所や住み家となる など

ヌートリア等の有害鳥獣による農作物の食害が急増しています。野生動物からすれば、雑草の生い茂った遊休農地は絶好の隠れ場所になります。また、マムシの住み家となれば、周辺住民にとっては大変な恐怖となります。



一度、遊休農地にしてしまうと、元の農地に戻すのはとても大変になります。農地を雑草で荒らす前に、年に数回の定期的な草刈りをお願いします。

自分で草刈り等ができない場合は、里庄町シルバー人材センターや業者が有料で請け負っていますので、ご相談ください。

草刈りの依頼については里庄町シルバー人材センター

☎ 64-5901まで

(草刈りの依頼が集中し、作業が遅れる場合があります。)

農地の保安全管理については里庄町農業委員会（農林建設課）

☎ 64-7215まで



農地近郊にお住まいの方へ

農地で発生する農作物の茎や葉などの残さを焼却するための野焼きなどは、農作業を伴うやむを得ない焼却行為の例外として認められています。ご理解、ご協力をお願いします。

農作業をされる方へ

農作業を伴う焼却行為をされる場合でも、「洗濯物が干せない」「窓が開けられない」といった苦情になる場合があります。ご近所とのトラブルを避けるためにも、「時間帯・風向きを考慮」「草木をよく乾かし煙の発生量を抑える」など、周囲への配慮をお願いします。

お互いに相手の立場を思いやり、気持ちよく暮らしていける
「優しい社会」を目指しましょう



裏面もご覧下さい

有害鳥獣被害でお困りの方へ

大切に育てた農作物だから・・・

自分で守る！

～防護柵設置を補助します～

皆様の大事な財産である農作物や農地を有害鳥獣の被害から守るため、防護柵を設置しませんか。

里庄町では、侵入防止に有効な防護柵を設置する場合の経費の一部を補助しています。

○ 対 象

有害鳥獣の侵入防止に有効な防護柵を、1か所50m以上設置する場合で、次の条件をすべて満たす場合

- ① 現に耕作している町内の農地に設置する場合
- ② 申請時点で納期限が到来している町税等の滞納がない
- ③ 柵の設置後5年間、設置した防護柵と農地の適正な維持管理ができる

○ 補 助 率

原材料費の2分の1 または 次の単価で計算した額のいずれか低い額

（補助上限額50,000円）

※1mあたり単価

- ・トタン・金網（ワイヤーメッシュ） 250円
- ・電気柵 125円
- ・網 100円

※補助金の交付決定前に購入・設置した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

補助を受けようとする場合は、必ず事前にご相談ください。

防護柵の設置補助を受けられるのは、農地ごとに1度だけです。設置後の柵の補修や補強、再設置は補助の対象となりません。

申請は随時受け付けていますが、予算額に到達し次第、受付終了となります。



【防護柵の例】

詳しくは、里庄町農林建設課（TEL64-7215）へお問い合わせください。

裏面もご覧下さい